

当機構における外国株券等の保管及び振替決済制度の概要

【特徴】
 損失補填制度の創設
 コーポレート・アクションの情報の直接入手・参加者への提供
 手数料徴収基準の体系的整備

配当金事務委任に関する契約(三者契約)
 ・当機構
 ・発行会社(外国会社)
 ・配当金支払取扱銀行

コーポレート・アクション情報の機構への提供

株式事務委任に関する契約(三者契約)
 ・当機構
 ・発行会社(外国会社)
 ・株式事務取扱機関

発行会社(外国会社) = 代理人

海外CSD / カストディ銀行
 (13か国12保管機関)
 保振口座 … 預託・保管・交付

(決済) … 口座振替
証券保管振替機構

株式事務取扱機関

配当金(外貨)
配当金支払取扱銀行

(売買)
証券取引所

(清算)
クリアリング機構
 日本証券

実質株主データ
 (株式事務取扱機関から)

配当金
 (日本円)

実質株主データ

実質株主データ
 (配当金支払取扱銀行へ)

配当金
 ・円貨による支払い
 ・各実質株主への直接送金
 ・当機構による国内課税の源泉徴収
 ・現地源泉に係る軽減税率適用可能

参加者
 実質株主

参加者
 実質株主

議決権行使
 ・株主総会通知は実質株主に送付
 ・株主は書面で株式事務取扱機関に行使を指示
 ・当機構は海外CSD等に対し行使を指示

配当金(日本円)

招集通知送付

